

小野市公告第 24 号

庁内 Wi-Fi 構築業務委託公募型プロポーザルの 実施について

庁内 Wi-Fi 構築業務委託の受託者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

令和 6 年 6 月 1 2 日

小野市副市長 藤 井 大

1 業務名

庁内 Wi-Fi 構築業務委託

2 参加表明書受付期間

令和 6 年 6 月 1 2 日から令和 6 年 6 月 2 4 日

3 参加資格要件

参加者は次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 本市の物品・役務等の入札参加資格審査申請書を提出し、物品・役務の提供等登録業者名簿に登載されていること。
- (2) プロポーザル参加資格の確認時点およびそれより後プロポーザル審査結果の通知日までの間において、本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないまたは指名停止を受けることとなる事実が確認されていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）に掲げる暴力団または暴力団員およびそれら密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基

づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始または破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 過去5年間に、情報漏洩等のセキュリティに関する事項について、判決による罰金、和解金の支払いがないこと。また、同種の業務を受託した実績を有するとともに、受託者の責により契約を解除されたことがないこと。

(8) 専門技術者等、十分な業務遂行能力および適切な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。

(9) 小野市契約規則（昭和44年小野市規則第14号）第28条に定める契約保証金を納付できること。または、同条第1号に定める本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。

(10) ISO27001を認証取得またはプライバシーマークの認定を受けていること。

(11) 過去2年間に大阪府・京都府・兵庫県内の自治体で、本庁舎全体のイントラネットのネットワーク機器更新業務が完了した契約実績があること。

(12) 過去2年間に大阪府・京都府・兵庫県内の自治体で、1件の契約につき50台以上の無線アクセスポイントに係る機器を調達及び設置を含めた通信工事における完了した構築実績があること。